

国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について

〔平成27年3月10日〕
閣 議 決 定

雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）第10条第1項の規定に基づき、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を次のとおり定める。

国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。

ただし、自らの雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適當な建築物は除く。